

総合研究

●教育と法●

法と教育研究会

第30回 教育内容の変更と保護者からの「期待」

星野 豊（筑波大学准教授）

学校内における教育活動が学校の主導により行われ、そこから子どもが能力的にも人格的にも大きな影響を受けることは明らかである。また、現在では、一旦入学した後に、他の学校に移籍することについては、様々な困難がつきまとうことも周知の事実である。従って、子どもを養育する保護者にとっては、どの学校に子どもを入学させるべきかの選択が、保護者の行う子どもへの教育において、かなり大きな比重を占めることになるわけであるが、そうすると、入学時に予測されていた学校の教育内容が入学

後に変更された場合、学校と保護者ないし生徒との間において、どのような法律関係が生ずるかが問題となる。本稿では、学校が入学前の説明会等で標榜していた道徳教育の内容が、校長の解任に伴い実質的に変更されたことに対して、保護者が学校選択の自由を侵害されたとして提訴した事案である、最高裁平成21年12月10日判決・民事判例集63巻10号2463頁事件を取り上げ、私立学校における教育内容の決定についての裁量と、保護者ないし生徒の利益との関係について考えてみる。

1 事実関係……………

原告Xらは、被告Yの設置管理するA高校ないしB中学校に在籍していた生徒の保護者である。Yは、昭和19年に設立された学校法人であり、昭和53年にA高校を、昭和62年にB中学校をそれぞれ設置し、本件訴訟が提起された当時においては、県下有数の進学校であった。

A高校およびB中学校では、平成16年まで校長であったCの主導の下で、「心の教育」「情操教育」を標榜し、「論語に依拠した道徳教育」として、以下のような道徳授業を実施していた。すなわち、中学1年生全員について年間28回、高校1年生のうち高校から入学した生徒について年間14回、道徳の時間帯において、C校長が約35分間、論語に依拠した道徳講話を行い、各生徒は、その講話内容を一言一句漏らさずにノートに記載し、書き漏らした部分を生徒同士で確認した上、講話内容を清書するとともに、ノート1頁分の感想文を書いて、講話実施日から数日以内にこれらを提出し、校長、副校長、学

年部長又は担任教師のいずれかがこの感想文を読み、ノート1頁分の返事を書いて各生徒に返却するというものであった。そして、これらの授業がすべて終了した後に、生徒は、授業を受けた感想、これからの決意、将来の夢等について、「13歳の決心」、「16歳の決心」との表題で4000字程度の作文を書き、各1冊の本に編集されていた。また、このほか、「同じくCの主導の下で、「心の教育が学力を向上させる」との考え方に基づき、課外活動、合宿等の行事の実施においても、例えば海外の高級ホテルに生徒を宿泊させる等、相応の費用をかけて生徒に礼儀作法等を含む道徳指導を行うことが、保護者に対する入学前の説明会ないし学校案内等で積極的に説明されていた。

Y学校法人においては、平成13年頃以降、当時の事務局長が理事会の承認を経ないで行った有価証券取引による約15億円の損失が理事会で問題とされるようになり、理事であったC校長は、この問題を激しく追及していた。これに対して、Yは、平成14年頃、C校長を含む校長の定年制導入を決定し、C校長の教育方針を支持

する保護者らが、C校長に対する定年措置の白紙撤回を求める署名を理事長に提出するなどし、C校長自身も、A高校およびB中学校をYから独立させる等の発言を表明した。他方、平成16年にY理事会は公認会計士による特別調査を実施し、その過程でC校長による金銭的不祥事が判明したとして、C校長を解任した。C校長を支持する保護者らは、この解任処分を撤回を求める嘆願状をYや県に対して提出するなどし、C校長自身も地位保全を求める仮処分を申請したが、後にC校長自身がYと和解したため、C校長が復職することはなかった。

A中学校およびB高校においては、C校長退任後、C前校長が主導していた道徳授業や合宿行事等について、例えば、論語に依拠せずに「環境」「平和」等の一般的な道徳講話を聞かせたり、講話内容の細かな書き取り、作文を本として出版することを取り止めたり、合宿の宿泊先も国内の合宿所に変更するなどして、C前校長が実施していた教育内容を、実質的に変更したが、この教育内容の変更により、A高校およびB中学校の進学実績等が目立って低下するこ

ともなかった。

また、Yは、C前校長の解任の経緯や上記授業等の変更について、保護者を対象とする説明会を実施したものの、参集した保護者からは、C前校長の説明のみならず、説明会の招集、議事進行の方法など、説明会の運営自体を含めて批判や非難が続出したため、保護者からの了承ないし保護者との合意が得られたとは到底言えない状況であった。

本件は、以上の経緯の下で、保護者XらがY学校法人に対し、前記道徳教育の再実施および損害賠償の支払を求めたものである。

2 裁判所の判断・・・・・・・・・・

第一審である、東京地裁平成18年9月26日判決は、次のように判示して、Xらの請求を全て棄却した。

① 学校教育に関する在学契約の当事者は、生徒自身であって保護者ではないため、在学契約上の義務違反を理由としたXらの請求は、Xらが在学契約の当事者でない以上、成立する余

地がないというべきである。

② C校長の主導していた道徳教育が極めて特色のあるものであったことに照らすと、教育内容の変更によりXらが精神的苦痛を受けたことは容易に推測できるほか、説明会におけるYによる説明が十分でなかったことが何われ、Yの姿勢にも問題がなかったと言ふことはできないが、教育の具体的な内容および方法については、学校法人であるYおよびその教師に広範囲にゆだねられているものと解すべきであり、生徒の募集に当たり、学校案内等の書面、学校説明会等で教育の具体的な内容および方法について説明し、宣伝したとしても、そのとおりの教育をしなかった場合に直ちに、生徒の保護者の学校選択の自由を侵害するものとして違法性を帯びるものということはできない。

これに対して、第二審である東京高裁平成19年10月31日判決は、次のように判示し、Xらの慰謝料請求を一部認容した。

① 在学契約の当事者は、第一審の判示するとおり生徒であつて保護者ではないため、Xら

の契約違反に基づく請求は成立しない。

② Xらが、学校選択の際に考慮した事項が事後的に変更された場合には、学校選択の自由は実質的に無意味なものとなるから、Yによる入学後の変更にも正当な理由がある場合を除き、Xらの学校選択の自由を違法に侵害するものとして、不法行為責任が成立するものというべきである。本件において、(a) Yは、Xらから支持および期待の高かつた道徳教育等を、年度途中で急に変更したこと、(b) C校長の解任についても、年度途中の解任という異常事態であつたにもかかわらず、保護者に対する説明が不十分であり、保護者や生徒の不安を解消し、混乱を収めようとする配慮に欠けていたこと、(c) 後任の校長らが、C前校長の推進してきた教育方針を公然と批判しその効果を否定する発言をしたことにより、保護者らの不安や反発を招いたことが認められる。

③ 以上のことからすると、Yの一連の行動は、Yの説明を信じてYに子どもを入学させることを選択した保護者からの信頼を裏切り、学校選択の自由を不当に侵害するものであり、教

育内容の変更を含む一連の事態に基づいてXらが被つた精神的苦痛に対し、慰謝料の支払を命ずることが相当である。

以上に対して、最高裁は、次のように判示して高裁判決を破棄し、結論としてXらの請求を全て棄却した。

① 「親は、子の将来に対して最も深い関心を持ち、かつ、配慮をすべき立場にある者として、子の教育に対する一定の支配権、すなわち子の教育の自由を有すると認められ、このような親の教育の自由は、主として家庭教育等学校外における教育や学校選択の自由にあられるものと考えられる。」「親の学校選択の自由については、その性質上、特定の学校の選択を強要されたり、これを妨害されたりするなど、学校を選択する際にその侵害が問題となり得るものであつて、親が子を入学させる学校を選択する際に考慮した当該学校の教育内容や指導方法：が子の入学後に変更されたとしても、学校が教育内容等の変更を予定しながら、生徒募集の際にそのことを秘して従来どおりの教育を行う

旨説明、宣伝したなどの特段の事情がない限り、親の学校選択の自由が侵害されたものということはできない。本件において、上記特段の事情についての主張立証はなく、Yが、生徒募集の際に説明、宣伝した教育内容等をXらの子の入学後に変更し、その結果学内に混乱が生じたからといって、Xらの学校選択の自由が侵害されたものとは認められない。」

② 「親が、学校が生徒募集の際に行った教育内容等について説明、宣伝により、子にその説明、宣伝どおりの教育が施されるとの期待、信頼を抱いて子を当該学校に入学させたにもかかわらず、その後学校がその教育内容等を変更した場合は、教育内容に対する保護者の期待は、法的保護の対象となり得ないものではないが、個々の保護者の個々の期待が完全に保護されるべきものでもなく、また、教育内容の変更については、その性質上、学校設置者や教師に裁量が認められるべきものである。「したがって、学校による生徒募集の際に説明、宣伝された教育内容等の一部が変更され、これが実施されなくなったことが、親の期待、信頼を損なう

違法なものとして不法行為を構成するのは、当該学校において生徒が受ける教育全体の中での当該教育内容等の位置付け、当該変更の程度、当該変更の必要性、合理性等の事情に照らし、当該変更が、学校設置者や教師に上記のような裁量が認められることを考慮してもなお、社会通念上は認めることができず、認められる場合に限り認められるべきである。」そして、本件の事情の下では、「Yが、……生徒募集の際、本件道徳授業等の内容を具体的に説明し、そこで行われていた論語に依拠した道徳教育の教育的効果を強調し、積極的にこれを宣伝していたという事情を考慮しても、Yが同教育を廃止したことは、社会通念上は認めることができず、ないものであるとはいえず、……Xらの期待、信頼を損なう違法なものとして不法行為を構成するとは認められない。」

③ 「私立中学校又は私立高等学校……とそ
の生徒との間の在学関係は、在学契約に基づくものであるところ、前記に認定、判断したところからすれば、本件における教育内容等の変更が在学契約上の債務の不履行に当たるものとま

ですることは困難である。したがって、Xらが在学契約の当事者であるとするXらの主張を前提としても、Xらの債務不履行に基づく損害賠償請求は、理由がない。」

3 問題点の検討

本件は、進学校として独特の教育方針を推進してきた学校が、校長の解任により教育方針を實質的に変更したことに關して、保護者との信頼関係が問題とされた事案である。私立学校が、現に経営を司る個々の経営者や責任者の考え方を強く反映すること自体は、一般論としては十分予測可能なものであり、従って、本件のように、Yの理事でもあったC校長が解任され、他の者が校長としてA高校ないしB中学の責任者となった場合、C校長が主導していた教育内容に實質的な変更が加えられることは、予測の範囲内にあるべきことである。また、やや極論に近いが、戦争で負けたことにより国家の基本理念が大転換し、同一の学校において同一の教師が、實質的に従前と逆のことを教え始め

たことは、国公私立を問わず、日本の学校で過去に経験されたことでもある。

しかしながら、Yが学校法人としてその構成員とは別の法人格を有している以上、具体的な経営者や責任者が交代としたとしても、法人としてのYないし学校としてのA中学ないしB高校は従前どおり存在しているわけである。また、保護者が子どもの進学先を選択するに際して、入学前および入学時における学校の説明を主な情報源とし、その内容に基本的に即した教育が実施されることを期待することも、少なくとも説明を行う学校側にとつては、十分予測可能なものであることが明らかである。従って、保護者が入学時において判断の対象とし、かつ、入学後において実施されることを期待していた学校の教育内容が、法的にどのような存在であるべきかについては、慎重に検討する必要があるように思われる。

本件における裁判所の判断は、結論こそ第一審、第二審、最高裁と転々としているように見えるが、法理論上の観点からすると、結論の分かれ方と理論構成の仕方が微妙に交錯している

ことが特徴である。

例えば、在学契約の当事者が誰であるかについて、第一審および第二審は、在学契約の当事者は生徒であつて保護者ではないとし、Xらの請求は契約の当事者でない者による請求であるとして、内容の当否を問わず訴えを棄却しているが、最高裁は、本件における教育内容の変更の具体的内容からして、仮にXらが在学契約の当事者であつたとしても本件の請求は認められないとやや変則的な判示をしており、判断の構造がかなり異なっている。法理論上は、在学契約の当事者が誰かは、やや難しい問題であり、現に教育を受けている子どもが当事者であるか、学費を実質的に負担している保護者が当事者であるかは、論者によつて判断が微妙に分かれる。また、子どもの成長に伴う自主性や判断能力の向上をも加味すれば、小学校から大学までの間で完全に同一の法律構成を行うことにも、無理がある場合があるであろう。最高裁が前記のような変則的な判断構造を取つた理由は、結論が明らかでない本件において、将来の事件の先例となる一般論をこの点において立てるこ

とを避けたものと考えられる。

次に、本件での中心的な争点となっている、教育内容の変更と私立学校の裁量との関係については、実は、第一審、第二審、最高裁とも、それ程大きく異なる判断をしているわけではない。すなわち、本件に対して各裁判所は、教育内容の具体的な決定と変更については、学校および教師に基本的な裁量があることを前提とした点については一致している。ただ、具体的な教育内容の変更の際に、保護者に対してどのような説明を行い、保護者の抱く不安や学校現場における混乱を収める配慮を学校が行うべきかについて、判断が分かれているわけである。そして、各裁判所の判断をさらに細かく検討すると、第一審と最高裁では、本件における道德教育の具体的な「内容の変更」が、変更前と変更後とで特に格差を生じさせているものではなく、従つて慰謝料の対象とならないと判示しているのに対し、第二審は、保護者が期待していた教育内容を年度途中で変更したにもかかわらず、その説明が不十分であつたり、従前の教育方針を後任校長が公然と否定するなど、保護

者の不安と反発を招いたと判断されたことが、慰謝料認容の実質的な理由となつてゐるわけである。従つて、法律論として、学校の教育内容に変更が生ずること自体は、諸般の事情を考慮して学校の裁量として行うことに問題はなく、その結果としての教育効果の予測や保護者の抱く不安の解消については、学校と保護者との契約関係があるか否かにかかわらず、学校としては配慮すべき事実上の義務があることは、一般論として言えるであろう。

なお、ここでいう学校の裁量の範囲については、私立学校と国公立学校とで、判断基準が大きく異なることが予測されるが、私立学校の場合には、学校としての判断が基本的に尊重される分、当該学校の基本的な教育理念との整合性が第一に問われるのに対し、国公立学校においては、法令その他の客観的な基準や指針の存在が事実上前提として必要となるほか、例えば生徒間の平等的取り扱いなど、私立学校と異なる観点から教育内容の妥当性が判断されることとなる。

本件の場合、Xらの請求が認められにくかつ

たもう一つの原因は、Xらが支持した教育内容について、「論語に基づく道徳教育」という具体的な手法が議論の中心となつたことが挙げられる。具体的な教育手法は、直ちに具体的な効果を生み出すものでなく、また、具体的な教育手法を理論的に分析しようとすると、実質的に同様の効果をもたらすことが期待できる代替手法が存在することが通常であるから、本件における「論語に基づく道徳教育」についても、その内容が論語それ自体の解釈を行うものでなく、論語に基づくC校長らの講話を逐一書き写すものと理解された結果、「論語に基づく」この意味や保護者の期待を説明することが、やや困難となつたことは想像に難くない。実際、学校の評判や進学実績、それに対する保護者の期待は、種々の事情が総合された結果としてやや抽象的に生ずるものであり、具体的な個々の教育手法と教育効果との間に直接の因果関係が存在することは、宗教的価値観に直接関わるもの等、ごく例外的な局面に限られるものと考えざるを得ないからである。

さらに、C校長が金銭的不祥事を理由に解任

された後、地位保全を求めた裁判でYと和解し、復職をしなかつたことも、本件における「道徳教育」の意義を、Xらが強く主張することを難しくさせた可能性が否定できないように思われる。やや逆説的ではあるが、仮に、Xらが、C校長の解任理由を前提として、同人の主導した「道徳教育」を信じ、期待したことが「裏切られた」ことにより、保護者として「精神的苦痛」を受けた、と主張した場合には、結果として慰謝料が認められていたかもしれない。この点については、結局、学校教育に対する信頼や評価において、教育に具体的に携わる教師の人格的評価が重要な考慮要素となることの典型例と考えることができよう。

要するに、学校においては、「何を教わったか」よりも「誰に教わったか」の方が事実上重視されるわけであり、「教育内容」に対する保護者の「期待」も、実質上は、それを担当する「教師」への「期待」にほかならないこととなるが、それが子どもの受ける教育の「本質」として果たして妥当であるべきかは、多大な議論を要するところであると思われる。